

窓口に100万円を引き出しに来たお客様を見て



事例の概要

—金融機関の職員の気付き—

100万円の高額な現金の引き出しに来たお客様（Fさん）に、目的を尋ねたところ、海外の再生エネルギー会社の社債を300万円で購入するための不足資金とのことで、3年後の満期には倍の600万円で戻ってくると説明されたとのことでした。「このような高い利息の社債の購入については心配です。」と説明しましたが、お客様は「自分には購入する権利がある。」と憤慨するので、上司と一緒に説得をしました。それでも納得しないので警察を呼び、「投資詐欺のようだ。」と警察官に言われてようやく納得されました。この契約をやめることができるか心配です。

気付きのポイントとトラブルの特徴

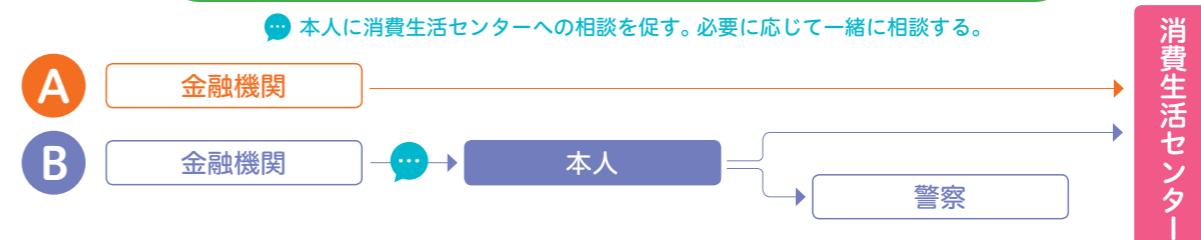
気付きのポイント

- ・高額な現金を、金融機関に引き出しに来る。
- ・ATMに頻繁に来て、現金を引き出している様子が見られる。
- ・〈家の中での気付き〉投資や利殖に関するカタログ等が置いてあった。

トラブルの特徴

老後資金に不安がある高齢者に架空の儲け話を勧誘する投資詐欺が後を絶ちません。環境や再生エネルギーなどの海外事業に関する投資といった実態がつかめない事業への投資話が多くみられます。また、劇場型勧誘といって、複数の事業者が役割を演じて、あの手この手で出資を仕向ける手口もあります。最初のうちは配当が入るので信じていることも多く、発見が遅れることがあります。また、配当が入らなくなり事業者と連絡が取れないなど、不安が生じてくると、思い悩んだ困った様子、節約やお金に窮した状況が見られるようになります。

関係者の連携（A:地域協議会あり、B:地域協議会なし）



消費生活センターに相談したら

社債の取引は金融商品取引法で規制されます。また、訪問販売や電話勧誘販売で直接発行会社から購入した場合は、契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解決できる場合があるので、速やかに相談してください。例えば、「必ず儲かる」と、不確定なことを断定して勧誘している場合は、契約の取消しの主張も可能です。

▶見守る方へアドバイス

一度社債等の金融商品による被害を受けると、「損を取り戻せる。」という勧誘を信じて更に投資をして被害が深刻化することがあります。訪問や電話による勧誘、頻繁に金融機関にお金を引き出しにいくといった状況が見受けられた場合、「見守り新鮮情報」（P.10参照）などを活用して声を掛けてみましょう。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎ 188



消費生活センター
消費者庁ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

